

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

佐賀県知事 殿

提出者 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2415  
住 所 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 佐賀工場  
氏 名 工場長 干貝 博彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-62-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 佐賀工場
事業場の所在地	佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2415
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0913 食料品製造業
② 事業の規模	生産額 145億円/年
③ 従業員数	199名 (令和5年4月末)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (別紙①)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり  
(別紙②)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり <sub>t</sub>	別紙のとおり <sub>t</sub>
	(これまでに実施した取組) ・日報、月報のタブレット化によるペーパレス化の実施 ・外部（配送便、転送便）からのゴミを工場に持ち込まないようにする。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり <sub>t</sub>	別紙のとおり <sub>t</sub>
	(今後実施する予定の取組) ・デジタルサイネージ導入によるペーパレス化の実施 ・定期的な従業員教育によるごみ削減啓蒙活動 ・外部（配送便、転送便）からのゴミを工場に持ち込まないようにする。 ・各生産ラインでのロス率向上による発生量削減の実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・定期的な従業員教育による廃棄物分別方法の周知を実施。 ・業者、行政などから情報を収集しながら分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・定期的な従業員教育による廃棄物分別方法の周知を実施。 ・一時保管場所（リサイクルヤード）での更なる分別を実施し再生利用、有価物化を推進する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者には定期的（年1回）に現地確認を実施する。</li> <li>・電子 manifests の運用のため、電子 manifests 化の実施。</li> <li>※2023年5月よりコーヒー豆粕（動植物性残渣）電子 manifests 運用開始する。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・100%電子マニフェスト化の実施を目指す。 ・動植物性残渣を有効活用することでの産業廃棄物の削減、また有価物としてのリサイクル化を目指す。 ・委託業者には定期的(年1回)に現地確認を実施する。 ・3R実施に向け、その業者(再生利用業者など)へ委託処理する。		
※事務処理欄			

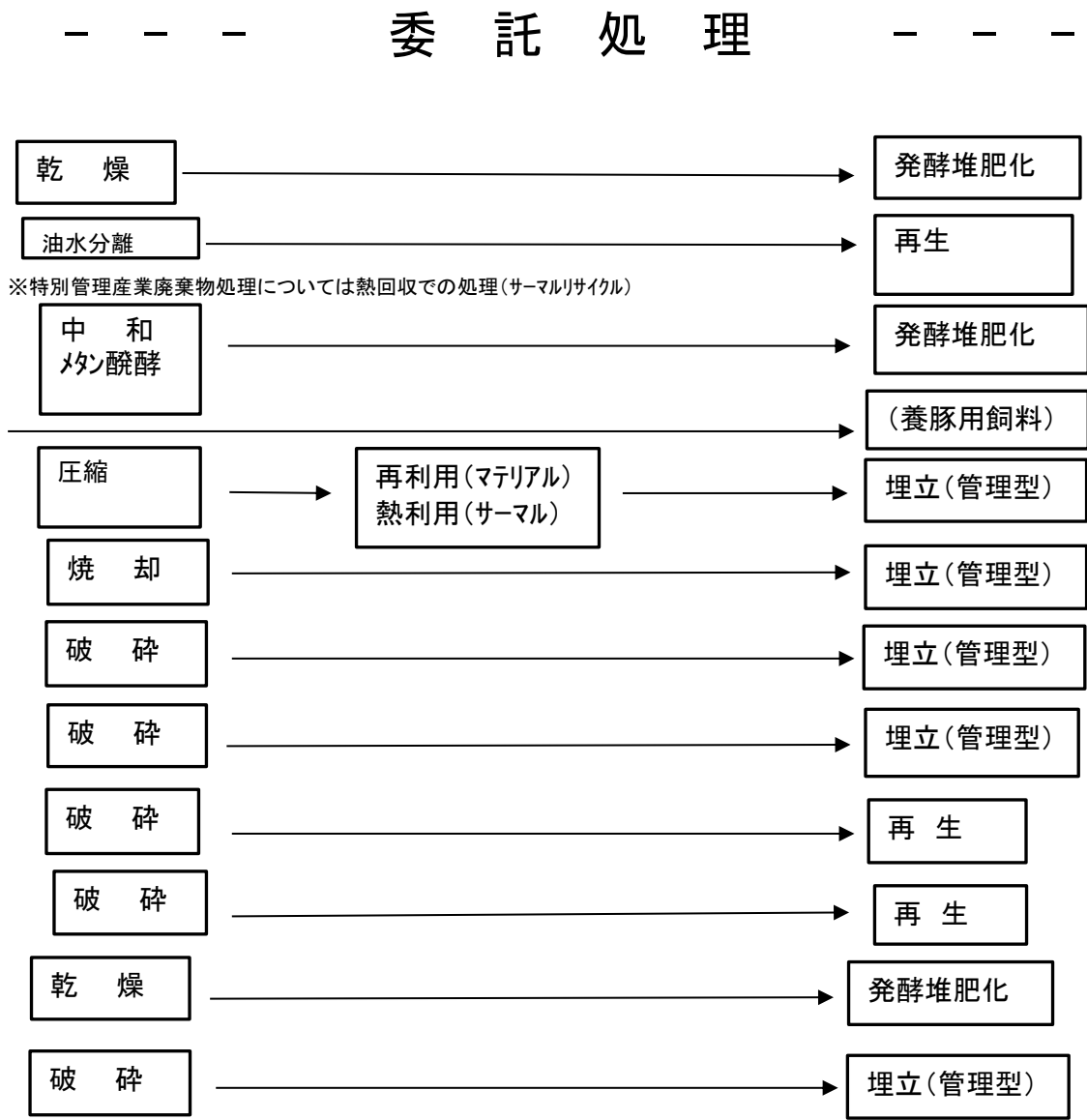
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2023年度 産業廃棄物排出量(t)及び処理状況

(t / 年)

種類	2022年4月 ~ 2023年3月	
	排出量計	最終処分量
汚泥	358.490	358.490
廃油	0.800	0.800
廃酸	307.960	307.960
廃プラスチック	81.910	81.910
木屑	0.630	0.630
<small>ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁器くず</small>	0.250	0.250
がれき類	0.640	0.640
金属くず	0.060	0.060
蛍光管(水銀使用製品)	0.150	0.150
動植物系残さ	456.650	456.650
安定型混合廃棄物	0.640	0.640
計	1208.18	1207.540



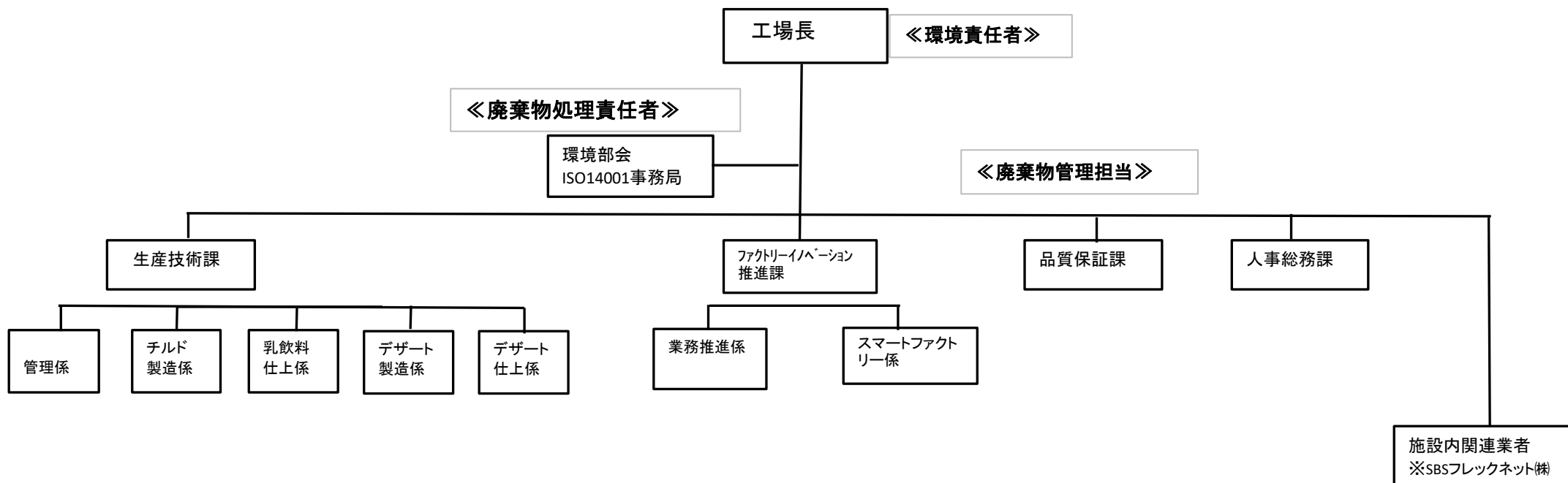
# 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

## ①責任者及び管理組織図

2023年4月末現在

廃棄物処理責任者	グリコマニュファクチャリングジャパン 佐賀工場 ファクトリーイノベーション推進課 係長
役割	環境部会: ISO14001事務局
	廃棄物処理に関する検討
	環境責任者－工場長
	推進委員－環境部会メンバー（ISO推進委員）
	社員への環境及び廃棄物処理の教育指導を行う。
	社員、関連部署、関連会社に対する教育及び啓蒙
	廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理方針の策定
	廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認
	廃棄物処理責任者
	廃棄物処理、分別出し、排出抑制の管理
	廃棄物処理状況を把握し改善策を検討する。
	廃棄物処理施設の運転と維持管理をする。
	廃棄物処理計画の作成
	廃棄物処理施設の運転及び維持管理状況の把握
処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理	
廃棄物減量等推進責任者	
特別管理産業廃棄物管理責任者	
委託契約の締結及びマニフェスト票の管理	
監督官庁への各種報告	
廃棄物管理担当	
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理	
廃棄物処理責任者から提出された改善策の検討。	
その他環境に関する事項	

## ②廃棄物管理組織





### ③管理体制の強化

1. 管理体制  
工場内の各部署と協力し、廃棄物処理が円滑に行えるよう省エネ部会:ISO14001事務局が管理していく。
2. 管理方法
  - ・可能な限り優良認定処理業者、再生利用業者へ委託処理、電子マニフェスト化する。
  - ・委託業者には定期的に現地確認を実施する。

### ④ISO14001推進活動(教育・研修)

1. 環境(廃棄物処理等含む)教育  
定期的に従業員へ環境に関する(グループ環境方針説明、産業廃棄物処理に関する説明)教育・研修を実施する。
2. 情報の公開  
廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再利用状況について情報の公開に努める。



